

会議録

附属機関又は 会議体の名称		第9回 豊島区景観審議会デザイン検討部会
事務局（担当課）		都市整備部 都市計画課
開催日時		平成30年3月7日（金） 午後17時00分～19時30分
開催場所		豊島区役所本庁舎8階 会議室806
会議次第		1. 開会 2. 議事 議事1：景観事前協議案件 議事2：豊島区景観計画一部改定について 議事3：景観形成ガイドライン屋外広告物編について 3. 閉会
公開の 可否	会議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	後藤 春彦（早稲田大学大学院創造理工学研究科教授）・志村 秀明 （芝浦工業大学工学部建築学科教授）・篠沢 健太（工学院大学建築 学部まちづくり学科教授）・荒井 歩（東京農業大学地球環境科学部 造園科学准教授）・杉山 朗子（株式会社日本カラーデザイン研究所 景観事業部長）・鈴木 立也（株式会社デザインステージ代表取締役）
	事務局	都市計画課長・都市計画課都市計画グループ
傍聴者		2名

審議経過

1 開会

2 議事

議事 1 : 景観事前協議案件

(事業者)

資料の説明

(委員)

- ・ P 1 8 の外構計画について、この建物の駐車場への入口が、障害者のための駐車場の入口が1つあり、それから、その左側にもう1つあり、4 m道路からも1つある。無理だとは思いますが、あまり人が多いところに駐車場の出入り口が、ちょっと多すぎると感じた。
- ・ もう1つは、パース図に出ているが、X 2 と X 1 のスパンのところ、道路から見ると、車が駐車場から見えてしまっている。その右側の X 3 と X 4 のスパンのように、緑で囲うと、パースを見た時に、現在は車がもろに見えているパースなので、もう少し柔らかい感じになると良いと思う。荷捌用の車のスペースが大きいためか。

(事業者)

- ・ そうである。東京都の駐車場条例の付置義務により、荷捌用のものも含め、駐車場が必要な台数が決められている。また、駐車場の付置義務には、同ページに括弧書きで書いてある通り、車の大きさの指定もある。鈴木委員のご指摘の意図は十分に理解できるが、平面計画上、駐車場条例の付置義務の条件を満たした場合、植栽を植えるスペースが確保できない。

(委員)

- ・ 地下への機械式駐車場、ターンテーブルから駐車場に入るものがあるが、これをもう少し増やして対応する、外構をその分にまわすことはなかなか難しいのか。

(事業者)

- ・ 機械式駐車場には、1750×4700 の小ぶりの車の収容を想定している。東京都に駐車場条例では、小ぶりの車の割合と 2500×6000 の普通の大きさの車の割合も決められている関係から、どうしてもこのような配置にせざるを得ないのが実情である。

(委員)

- ・ 設計していないので分からないが、もう少し建物の高さを上の方にあげると、ここに 60 c m の植栽が取れるということはないか。

(事業者)

- ・建物の高さをこれ以上高くすると、建築基準法の天空率に引っかかり、15階の建物が成り立たなくなってしまう。

(委員)

- ・いい案をこちらからセッションできればいいが、なかなか。
- ・上の看板のイメージはどのようなものか。内照式の看板をイメージしているのか。

(事業者)

- ・設計の段階のため確定はしていないが、内照式ではなく、看板の下部などから別の照明をあてて、文字を目立たせるものを考えている。

(委員)

- ・チャンネル文字で後ろから浮かび上がらせるものか。
- ・ルーバーの素材はスチールか。

(事業者)

- ・そうである。
- ・ルーバーの素材はアルミの予定である。

(委員)

- ・別の事例で、内照式の照明ですごくキラキラのもので、輝度の高い看板があったので、そういうものは困るなという意見である。
- ・もう1つ気になっていたのが、手摺はどのような感じになっているのか。

(事業者)

- ・バルコニーに屋外機があり、通行者から見えないよう、手摺には細かい横の格子を用いている。パース図には、それが反映されていなく縦の格子となっているが、東側立面図に示している横の格子が正しい。

(委員)

- ・屋外機は床置きなのか。

(事業者)

- ・そうである。

(委員)

- ・バルコニーの出はどのくらいなのか。

(事業者)

- ・800～900程度で、屋外機1台が置ける程度の広さである。

(委員)

- ・そこが、せっかくシンプルにつくられているのに、ごちゃごちゃした感じに見える。

(委員)

- ・バルコニーがどのように働くのかが、ひとつ興味を持っている。特にバルコニーの天井部分の色彩はどのようにイメージしているのか。

- ・外壁のGやHとの関係はどうなっているのか。要は、見上げたときに天井部分が一番目立ってくるので、積極的に堀を深く見せたいのかどうか知りたい。

(事業者)

- ・天井部分の色彩は、外壁のGと同程度の色彩で、実際にはそれよりも白に近い色を予定している。

(委員)

- ・パースの南面を見ると、壁面に目地が入っている。しかし、P14の図面では、壁面がツルっとしている。どちらが正確なものなのか。

(事業者)

- ・パースが正しい。コンクリートを打ち上げる際に、1フロアずつコンクリートを打ち上げるため、どうしても打ちすぎの目地が出る。

(委員)

- ・壁面の目地をもとに、積極的に分節していき、リズムを整えボリュームを抑えることなどが必要だと思う。
- ・パースを1面しか頂けていないが、同様に、北面のパースが必要だと思う。

(事業者)

- ・道路が2面に面していることから、通行の方から目に入るのは、提出したパースの角度と考えている。

(委員)

- ・南面の例えば10階より上は、見えてくるだろう。

(事業者)

- ・10階より上は、遠目からは見えてくる。

(委員)

- ・もうひとつ、2階のレストランの隣の部屋の用途は何か。

(事業者)

- ・レストランである。時間帯によって、レストランを小さく使用したいといった希望があり、図面上は間仕切られているように描いている。実際は一体的にレストランとなっている。

(委員)

- ・街並みに対する表情が、1階はほとんどが駐車場で、エントランスとロビーぐらいしか期待できない。2階のレストランの3スパン程度が、例えば、少し夜に明かりがまちに漏れ出すような、ぼんぼり効果のようなものが期待できるのかどうか。

(事業者)

- ・レストランに関しては夜も運営すると伺っており、その効果は十分に期待できると考える。また、建物の用途がホテルのため、1階のロビーとフロントも24時間体制でお客様を向かい入れるため、明るいものとなっている。

(委員)

- ・夜景を考えた照明計画を1階と2階に行なってほしい。

(事業者)

- ・了解しました。

(委員)

- ・色の確認で、手摺がN2でほとんど黒色となっている。同ホテルの昔の事例の画像をネットで調べたところ、一番上のところはブルーだった。

(事業者)

- ・豊島区景観計画では、強調色としてブルーが何%かであれば使えるとされている。

(委員)

- ・豊島区景観計画における基準ではそうになっている。立体的になるので良いかとも思っているが、フェンスは斜めに見ると、ルーバー効果で真っ黒に見えてしまいがちである。

(事業者)

- ・先ほども言ったとおり、屋外機を隠す目的がある。手摺の色はアルミのブラックである。

(委員)

- ・奥行きがあって良いのかなというのもあるが、アルミのブラックだと真っ黒になるので、もう少し明るくなると思う。

(事業者)

- ・建築主と相談し、原案は黒が強いので、茶色でデザイン提案を行なってみる。

(委員)

- ・お持ち頂いたアルミ見本の茶色であっても、外壁の色と差が取れるので良いと思う。
- ・正面の床材はコンクリートの打ちっぱなしのようになってしまうのか。

(事業者)

- ・床材については、P6の1階平面図に記載している通りである。ターンテーブルの前の駐車場についてはアスファルト程度を予定している。エントランス等は茶色をベースとしたインターロッキングを3色ミックスしたもので考えている。

(委員)

- ・インターロッキングはあまり真っ黒なものではないか。

(事業者)

- ・そのようなことはない。

(委員)

- ・南側の路地の方、植栽を配置するのはこれ以上無理ということで、壁面だけになってしまう。この部分だけ暗くならないか懸念している。そこは入口になるので、照明等をご検討いただきたい。

(事業者)

- ・植え込みの中に照明を配置するなど、まちを歩く人の足元を照らすように設計したい。
- ・また4m道路側は細い道路のため、1mを歩道状に整備し、人が歩きやすいようにしたい

と考えている。

(委員)

- ・インターロッキングには、やたら赤いブロックなどは使用しないでほしい。赤やオレンジ系の茶色のものが多いので、そういったものはやめてほしい。品良くしてほしい。

(事業者)

- ・ナチュラルな仕上げにする。

(委員)

- ・ルーバーの色は何を考えているか。

(事業者)

- ・ルーバーの色はまだ決定していない。(見本を見せ) この程度を考えている。

(委員)

- ・あまり光らないよう加工はすると思っいいのか。見本のようにテカテカとはしないものになると思っいいのか。

(事業者)

- ・アルミは規制品となる。当然、艶を落とすこともできるので、艶消しも含めて今後相談していく。しかし、メンテナンス上、七部艶程度は欲しいと考えている。

(委員)

- ・あまりテカテカしていると安っぽくなるので、その辺りも工夫していただきたい。

(委員)

- ・荷捌用の駐車場は、荷捌きをしない時には一般車が駐車するのか。

(事業者)

- ・基本的には空けておくものと考えている。

(委員)

- ・1日を考えたときに利用時間は限られているのか。

(事業者)

- ・そうである。

(委員)

- ・そうすると、本当は荷捌用の駐車場は、普通のアスファルト舗装ではなく、インターロッキングあるいは(管理が大変かもしれないが)緑地のようにするなど何か工夫があるといい。

- ・南面の一番西側にカラタネオガタマノキを植えた意図は何か。結局、ソヨゴやナナミノキなどの常緑であまり花も目立たないものは、ただただ目隠しの緑であるが、カラタネオガタマノキという種類だけ花が咲く樹種をあえてそこに配置した意図があるのか。南側の道路に花を持たせるというのであれば、もう少し、表の15m道路の方に引っ張ってきてもいい気がする。これから樹木の本数を増やすことは難しいと思うが、入れ替えをしていくといった操作はできるのではないか。例えば、ソヨゴは今前に出てきているが、カラ

タネオガタマノキと入れ替えるといったことがあってもいいと思う。

- ・南側に縦に駐車場が出ていて、ファサードには3つのファサードがあり、一番北側が平置駐車場と縦に3本並んでいるソヨゴの列がある。その奥にはレイランディーヒノキの生垣がある。ここは比較的緑が多い。真ん中には、ナナミノキの高さ5mの一番大きな樹があり、その横に3本のヤマボウシが並んでいる。一番緑の面積が少ないところは、仕掛けられている緑も少ないので、例えば、一番北側のレイランディーヒノキの生垣の階段に回りこんでいる部分から、何本か、南側の植栽帯に持ってきてもいいのかなと思う。つまり本数は現状のままでも、いくつかの樹を正面に持ってきて、ファサードの調整いただくことがあってもいいと思う。
- ・ちなみに、マホニアコンフューサは、日本名ではホソバヒイラギナンテンと言う。黄色い花が咲くのだが、蜂が来て困るという苦情もあるそうである。お客さんを呼ぶ施設なので、その辺りも確認いただけるといいと思う。

(委員)

- ・北側の敷地境界をパースで見ると、グレーの壁がある。配置図で見ると、1mセットバックしていただく南側の道路の先にも壁があるようだが、これはどのようなイメージか。

(事業者)

- ・隣地との行き来ができないようメッシュフェンスを考えている。

(委員)

- ・高さは。

(事業者)

- ・1.8m程度である。隣地とのセキュリティラインをはっきりとさせる用途でしか考えていない。

(委員)

- ・1mセットバックしている先は飛び出しているため、だめなのか。

(事業者)

- ・その先には住宅がある。

(委員)

- ・植栽の周り、足元は何でつくるのか。

(事業者)

- ・立ち上げは100あるかないか程度である。プレキャストコンクリートで土をとめるぐらいのものを考えている。緑地が上を覆っており、それはあまり目立たないイメージでもある。

(委員)

- ・南東の角が一番最初に目の付くところなので、ここに高木などがあるとすごくいい感じになると思う。この狭い植栽帯ではとても無理だと思うので、全体を寄せることもできないものなのか。

(事業者)

- ・ 駐車場条例の付置義務を満たす駐車場のスペースが大きすぎるのが問題である。

(委員)

- ・ 私も設計者の立場なので、こんな便利なところに駐車場が多すぎると感じる。

(事業者)

- ・ 運営される会社の方も、こんなに駐車場は必要ないと思っているのが正直なところである。

(委員)

- ・ イメージがこれで決まってしまう。いきなり黒いアスファルトの駐車場に車が止まっている光景が目に入ってくる。

(事務局)

- ・ 豊島区では、来年度に副都心エリアにおいて地域ルールを策定する予定である。

(委員)

- ・ 地域ルールは、つくってしまった後に、適用することはできないのか。

(事務局)

- ・ 建築確認の許可が下りないため無理である。

(委員)

- ・ 地域ルールが適用された後に、この部分だけ広場にすることはできないのか。

(部会長)

- ・ 15mの前面道路に街路樹がある。駐車場の出入り口が多くあるが、街路樹はそのまま残せるのか。

(事業者)

- ・ 工事も含めて切り下げの範囲が出てくるので、もし、街路樹を動かす必要があれば移設の協議を行い、動かすことになる。

(部会長)

- ・ ここはサンシャインにつながる通りで街路樹がしっかりと植えられている。そこを変にいじってしまうと、せつかく力を入れている通りがおかしくなってしまうので、極力、街路樹は動かさない方がいいと思う。街路樹を動かす場合には、ピッチのこともあるので、その辺りをしっかりと考慮していただく必要がある。
- ・ 駐車場のことが悩ましい。現実的に、駐車場の出入り口が切り回しというか、駐車場の両側の幅が4m程度しかないので、本当は、両側の駐車場に車が止まってしまうと出られなくなってしまう。現実的に運営した場合、駐車場にフルに4台が止まることはないと考えていいのではないかと。その点を考えると、駐車場の黒アスファルトは考えていただいた方がいいと思う。ホテルのイメージアップにもなる。
- ・ 南東の過度にソヨゴが一本植わっているが、やはり、15mの通りは力を入れていて、重要なので、高木を配置することも考えていただきたい。ホテルのイメージアップで考えて

もいいと思う。通りの反対側にも、部分的ではあるが植栽がされているので、もう少し頑張ってもらいたい。

- ・ホテルで絶対に照明が付くと思うので、1階部分の照明の計画をしっかりとさせていただきたい。
- ・4mの道に面して、駐車場が広く、ゴミ置き場がある。その辺りが死角、デッドスペースとなり、いくら防犯カメラを付けても、ちょっと怖いところになってしまうかもしれないので、しっかりと考えていただきたい。

(委員)

- ・P3の写真を見ると、正面に街路樹が一本ある。南側の車両の入口よりもさらに南側の歩道側、樹木がない方の平置駐車場の前辺りの車の動線の邪魔にならない部分に、歩道上の植栽を移動してもらおうよう協議すると思う。どうしても一本工事中には移植しなければいけないのであれば、南側は街路樹と出っ張っている部分で緑をつくり、真ん中は敷地内のソゴゴ等で、最後の奥の部分は奥まったところに縦の列でとすると、通りとしてもうまくいくのではないか。
- ・この道路は都道になるのか。

(事務局)

- ・15m、4mの道路ともに区道である

(事業者)

- ・部会の意見ということで区に持ち込み協議するということか。

(委員)

- ・先ほどの意見のようにできると嬉しいという意見である。

(委員)

- ・建物から漏れ出す照明の話があったが、外構の照明はどうなっているのか。

(事業者)

- ・柱の部分とその他に植え込みの中に照明を計画する。

(部会長)

- ・パースと平面図で整合の取れていない部分は修正していただく。

(委員)

- ・正面から見た時の横ルーバーは理解したが、縦のルーバーは、こういったデザインなのか。何か機能があるのか。

(事業者)

- ・雨どいを隠している。

(委員)

- ・本庁舎の少し先にあるホテルでは、同様のデザインで縦に植栽を入れている。壁面の縦方向に緑が入っていて、それが効果的である。

(部会長)

- ・少し頑張るとすごくイメージアップになると思う。

議事2：豊島区景観計画の一部改定について

(事務局)

資料の説明

(委員)

- ・東通りについて、これまで何か検討されたことはあったか。東通りには、最近レストランなどもたくさん出店されており、私も良く行ったりしている。パブリックコメントの中に「東通りにもっと洋風の誘導をしたらいいのでは。」という意見があり、セットバックによりもう少し緑道を増やすや、電線の地中化なども検討されているのではないかと。東通りは少し路地に入るとどら焼き屋さんがあるなど、そのような雰囲気が増えてきたところなので、よその区から来た時などは、東通りを紹介したいぐらいなのだが、意外に知られていない場所である。池袋のこれからみたいなどころがあり、ネタになりそうなどころだと思う。しかし、東通りは幹線道路と一括にくくられており、もう少し考えられることがあったのではないかと、これで大丈夫なのかという心配がある。別に、パブリックコメントの洋風にしてほしいという意見に大賛成ではないが、もう少し、文言としても取り上げて良かったと思う。その辺りは区の姿勢として如何か。パブリックコメントでも意見が挙げられているように、鬼子母神大門ケヤキ並木とは違った地区である。東通りは大事なところなのに、なんとなく粗雑にされているようで心配である。

(委員)

- ・幹線通りには固有名詞がなく、東通りだけは固有名詞なのか。

(杉山委員)

- ・幹線通りと東通りでは、少し様子が違う。広さも商業的な行いも違っており、こんなにぎゅぐゅとしていていいのかと思う。

(委員)

- ・幹線道路とは別に東通りだけ特出ししていくのかどうかという問題か。明治通りと東通りが一緒では書き難いのではないかと。

(委員)

- ・東通りは、まず予備校ができたことで若い人が入り出した。そしてジュンク堂もでき、少し知的な雰囲気となった。そして、区役所もできたことで、東通りを通過して区役所に向かう動きもできてきた。

(事務局)

- ・雑司が谷霊園を避難区域であり、そこに至る通路をつくる目的で東通りが拡幅され、その後、まちが張り付いてきたという経緯である。

(委員)

- ・新しいお店もあり、池袋の中ではおしゃれな雰囲気、期待される通りである。

(委員)

- ・車道がスラロームしており、コミュニティ道路のような断面を持っている。

(委員)

- ・幹線道路の立派な通りとは全然違っている。幹線道路では、街路樹の並木や歩道をしっかりしようといったことが問題であり、景観で配慮すべきところも違っている。

(委員)

- ・また、東通りの反対側のみが区域となっている。

(委員)

- ・東通り一面は、本当は重要である。

(事務局)

- ・東通りについて、意識はしていたが、難しいところもあった。歩道が狭いところは問題があるので、景観形成基準において、東通りについては特出しで書いている。また、商業的な賑わいについても同様に東通りを特出しで記載している。後は、実際の運用の中で誘導を行なっていきたい。

(委員)

- ・マンションが建てられて、一階に駐車場を配置されたりすると問題である。一階にはお店が入り、少しセットバックされるのが理想である。

(委員)

- ・緑化についても、幹線道路について特に記載があるが、東通りでも少し工夫して、建物の中に緑を取り込みながら、植栽やポットをいっぱい作るなどに配慮してもらいたいのではないか。実は、今回区域に入っていない反対側の通りの方が店先が工夫されている。

(委員)

- ・今から、幹線道路と東通りを2つに分けることが難しいのであれば、東通りでは特にこんなことを考えているといった文言を付け足すといいと思う。

(委員)

- ・東通りを重視している印象があるといいと思う。

(部会長)

- ・形態・意匠・色彩の景観形成基準に「商店街では」とあるが、商店街なのか東通りなのか。

(事務局)

- ・東通り商店街のことである。

(委員)

- ・幹線道路は、明治通りと目白通り、日の出通りを指している。日の出通りは高速道路で影になってしまっている、印象が薄い。
- ・東通りについて、必ず特だしで書いてあげるといいと思う。

(事務局)

- ・修正が過ぎるとパブリックコメントからやり直しになる。

(委員)

- ・東通りについては、パブリックコメントの意見から必要と感じた修正である。

(事務局)

- ・雑司が谷地域景観形成特別地区の景観計画の目標として、「地域に残る歴史や文化資源、行事などを大切に受け継ぎながら、歴史が感じられる空間の中で、親しみのもてるみどり豊かな街並みを形成します。」と掲げている。区分地区における雑司が谷地域住宅地エリアが、先ほど目標にあった、歴史等を受け継ぎ、親しみのもてるみどり豊かな街並みを形成していくエリアである。今議論いただいた、東通り沿道の側の部分について、何も規制しなくていいのかということだが、幹線道路・東通り沿道エリアは商業地域であり、歴史文化等を保全していくのが難しい地域となっている。しかし、雑司が谷地域住宅地エリアへの入口として、歴史や文化等のまちの特徴が感じられるようなエリアにしていきたいと考えている。もともとは、商業地域は景観形成特別地区の区域に含めていなかったが、保全をしていくエリアと入口のエリアが関係していくと考えから、区域に含めた経緯がある。もともとの雑司が谷地域景観形成特別地区の目標からすると、洋風な景観づくりという意見は逸脱してしまっている。

(委員)

- ・パブリックコメントの意見により変更があった場合には、もう一度パブリックコメントを行なう必要があるのか。

(事務局)

- ・変更する分にはいいが、根本的に内容が変わってしまうことは問題である。

(委員)

- ・幹線道路・東通り沿道エリアとしているが、周辺の車道中心の幹線道路と東通りは特徴が異なっている。景観形成基準の配置において、「特に東通り沿道では」と特出ししている項目がある。これが顕著になるよう改行し、配置以外においても、幹線道路と東通りで違う部分があるのであれば特出ししていくべきである。
- ・形態・意匠・色彩について、幹線道路と東通りで同様に賑わいをつくっていくとしても、幹線道路と同じくしてしまうと、東通りに大規模な建物ができてしまうので少し考えるべきだといった内容を書き加えるといいと思う。景観形成基準の中に、「特に東通りでは」を書き出しとした文言が繰り返し出てくることで対処できるのではないか。あるいは、区域境の通りの北側との対応を意識しつつという文言も入っているといいかもしれない。また、その時に幹線道路が指しているところと東通りとの違いを書いておくといいと思う。

(事務局)

- ・意見を参考に修正を検討する。

(部会長)

- ・パブリックコメントの区の回答について、21の看板に関する回答は書き方を考えた方がいいと思う。

(事務局)

- ・実物を見たところ、古びてはなく、また、デザインも洋風な感じであった。

(委員)

- ・古くても、レトロでいいという意見もあると思う。

(委員)

- ・パブリックコメントにある意見以外にも、「古いものを大事にすると考える人もいる」ので、といった回答でもいいのではないか。腐食がなくという回答では、質の話で回答しているが、意見をくれた方は質の話をしているのではなく、今の看板が古めかしいと思って意見しているのではないか。ご意見は承るが、中には古い街並みがいいと感じる人もいる、くらいの受け答えでないと難しいのではないか。

(委員)

- ・加えて、「これまで親しまれてきたものである」、「今後、時期を見て商店街の方々とも相談してまいります。」などの文言もあってもいいと思う。

(委員)

- ・そうですね。「色々な方々のご意見を参考に考えていきます。」などの文言があるといいと思う。

(委員)

- ・看板等、変に新しくしてしまうと、少し反発もあるかもしれない。

(後藤委員)

- ・商店街がつくったものであれば、「商店街の方々にお伝えしておく。」でいいのではないか。

(委員)

- ・パブリックコメントの5、6のケヤキに関する意見への区の回答について、非常にまるっと役所的な素晴らしい回答をされているが、これが「限界」なのか。「現在のシンボリックな景観が保たれるよう整備してまいります」という回答は、ケヤキを切るなという意見に答えていなく、植え替えをすとも明言していない。ここまでしか表現できないのか。

(事務局)

- ・道路上の安全が優先される中での適切な管理が限界であり、ケヤキを切らないと書くことはできない。

(委員)

- ・ただ、切る、切らないに答えるのではなく、安全面に配慮、あるいは安全面を考慮していくことを説明した方がいいのではないか。
- ・これからの方針は決めずに、「これまでもこういった対応をしてまいりました。」などの説明を加えてもいいと思う。

(委員)

- ・ケヤキについて、安全面に加えてケヤキの健全な育成にも配慮する必要がある。それを入れ込むといいと思う。「ケヤキの健全な育成と皆様の安全面に即した形で、」と加えると、意見された方々の言わんとしていることに対する答えになっているのではないか。自分たちのためでも、樹のためでもあるという書き方はできるのではと思う。

(委員)

- ・例えば、パブリックコメントの意見の4で、「樹木医の協力を得る」というものがある。「これまでも樹木医と協議しつつ」と回答するといいいのではないか。

(事務局)

- ・これまで樹木医が診てきたものは都の天然記念物に指定されている4本のケヤキのみである。区では、景観重要公共施設への指定を通して、少しでもケヤキの管理のレベルを上げたいという考えがある。

(委員)

- ・パブリックコメントの意見の3の鬼子母神大門ケヤキ並木の範囲について、回答を踏まえて文言を付け加えるとあり、個人的に加えた方がいいと思っている。しかし、意見された方の言おうとしていることは、歴史に対してリスペクトしてくださいということだと思う。そこに対して、納得のいく回答が必要であり、文章を入れることはできないのか。豊島区景観計画の改定案のP20に「江戸時代から続く歴史や文化」としているが、結局のところ、文脈を読み取とろうという話で、境内だったところと参道だったところとがあり、使われ方の違う文脈を読み取り、といった文を付け加えることはできないのか。ただ範囲が違うことが言いたいのではなく、歴史をリスペクトする姿勢を示してほしいということだと思う。そこまでの文章を入れた方がパブコメに対する回答になるのではないか。

(事務局)

- ・参道として賑わってきた歴史が伝わるような文面にするということか。

(委員)

- ・それに加えて、昔は境内であったことが示されるといいと思う。

(委員)

- ・いろんなものが積み重なって、この道ができているということだと思う。

(委員)

- ・パブリックコメントの意見の4、5、6、7、11をまとめて、それぞれに回答されている内容をしっかりと伝えた方がいいと思う。4の回答では、「将来を見据えてケヤキの雄大さや風格、美しい樹形を維持するような適正な管理に配慮する」としており、加えて、6、7の回答にあるよう、「シンボリックな景観が保たれるよう整備する」、また、11の回答にあるよう、「地域の方々と連携しながら景観まちづくりをすすめる」としている。個々に答えようとする、それぞれ別の回答になるが、ケヤキの保全に関しては、まとめて回答し、個々には、「ケヤキの雄大さ等に配慮」し管理していく、ケヤキ並木全体としては

「シンボリックな景観が保たれるように配慮」することを述べ、ケヤキを切ることや植え替えに対して明言することはしないが、それについては、区が勝手に決めるのではなく、地域の方々と一緒に決めていくとすると良いと思う。

議事3：景観形成ガイドライン屋外広告物編について

(事務局)

資料の説明

(委員)

- ・ P 30 について、雑司が谷地域景観形成特別地区の区域の範囲があるが、豊島区景観計画一部改定追録編の P 9 にある区域の範囲と異なっている。

(事務局)

- ・ 雑司が谷地域景観形成特別地区は南池袋を含めたエリアとなっているが、屋外広告物の表示等の制限を行なうのは、雑司が谷地域景観形成特別地区の中でも雑司が谷3丁目のみの範囲となる。

(委員)

- ・ 分かり難いと思う。

(事務局)

- ・ 雑司が谷地域景観形成特別地区のうち、広告物の表示等の制限を行なうのは、雑司が谷3丁目の範囲である、等の説明を加える。

(委員)

- ・ その他の六義園景観形成特別地区や池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区と書き方を揃えるならば、区域の説明は「雑司が谷地域景観形成特別地区は、」という主語で始めるべきではないか。

(委員)

- ・ 区域図には雑司が谷地域全体が入っているといいと思う。

(委員)

- ・ 雑司が谷地域全体があつて、雑司が谷3丁目だけが赤い一点鎖線で囲われている図の方が分かりやすい。

(委員)

- ・ 例えば、池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区では、敷地以外は一般地域の景観形成基準を適用するとあり、書き方が違っている。

(委員)

- ・六義園景観形成特別地区や池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区の区域図は、緑で塗られた範囲が屋外広告物の表示等の配慮や制限事項を設けるエリアとなっている。雑司が谷地域景観形成特別地区では、そこも違っている。

(事務局)

- ・池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区では、明治通り、駅前広場、グリーン大通り沿道に面する敷地以外は、一般地域の景観形成基準を適用するとしてあり、緑で塗られた範囲でも、一般地域の景観形成基準が適用される部分がある。

(委員)

- ・景観形成ガイドライン屋外広告物編P23の景観計画区域の区分の図が分かり難いので、建築物編の図と同様に鉄道等が入った図に変えていただきたい。

(委員)

- ・景観形成ガイドライン屋外広告物編P12の「街並みの個性と魅力を高めるデザイン」の事例として、金沢市と京都市の写真を載せている。その他の写真は豊島区の実例となっていてすごくいいと思う。ここでは、金沢市と京都市の実例であり、このような屋外広告物のデザインを豊島区内で行なう場所はどこなのか疑問である。区内でこのようなものを作る気があるのか。豊島区は駅前なども派手な印象であり、これらの事例をここで挙げている理由が分からない。お題目を言うことは大切であるが、豊島区で、このような広告がふさわしいと言えるのは雑司が谷地域ぐらいなのではないか。その他の地域でも、考えているところがあればいいが、そうでないのならこれらの事例を挙げる意味はないのではないか。
- ・同ページの下部にある、窓面の内側の広告の事例の写真もよく分からない。もう少しクローズアップすると分かるのか。もう少し工夫していただけるといいと思う。
- ・また、P18の車体利用広告の配慮事項について、本ガイドラインは豊島区の屋外広告物について記載しているものであり、車体利用広告は区に規制の権限がないので、どう扱うべきなのか。屋外広告物とは何かという話をしているのだと思う。豊島区では、池袋などに宣伝車がたくさん走っており、問題であるが、あれらは、違う県から来ていて規制の対象外となっている状況である。その他にも自転車など、区でできることはあるのか。

(事務局)

- ・車体利用広告について、車庫があるものは区で許可を受けることになっている。巣鴨には都バスの車庫がある。

(委員)

- ・区から何か要望が出せるということか。

(事務局)

- ・東京都により一括で基準が定められている。しかし、区に届出を行なう必要がある。

(委員)

- ・車庫は都バスの他にもあるのか。

(事務局)

- ・国際工業のものがある。また、バス側面等の広告枠を使ったものについては、区に届出が出されている。

(委員)

- ・そのような知る人ぞ知る屋外広告物のコツみたいなものは一見載せて誰が得をするのかは分からないのだが、注釈に「車体利用広告については、車庫が区内に立地するものが対象となります。」と書いておくだけでも、池袋がちゃんとやっていること示せるのではないかな。

(委員)

- ・P22の前の審議会で意見のあった読みやすさ等について、小さな、ドアの脇にある広告物であれば、悪い例としているものであっても問題なくて、大きく、上にあげたりするような広告物では、煩雑になるのだと思う。広告の役割がものによって違って、「屋外広告物には色々あるけれど、それぞれの効果によって考えてね。」といったことを示した上で、大きい広告物では、悪い事例となるとしてはどうか。審議会で意見をされた方も、商店の前に貼るような大きな看板について言っているのではないと思う。

(委員)

- ・審議会の席で、文字量や情報量が多い方が看板としていいのではないかな、という意見があったのは、どういった意図なのか。

(委員)

- ・議員の方で、商店側の気持ちを考えての発言であった。

(委員)

- ・それをどういう風に整えるのかが法律の役目である。

(委員)

- ・情報量については、一概には言えなく、看板によって使い分けてくださいといってもいいのではないかなと思う。
- ・P25の駅周辺のイラストについて、オーニングと看板が全て赤色で、まあそれはいいかなとも思うが、「色彩が統一されたフラッグ」とあり、イラストの中にまとめて語っているので、フラッグはあるは、看板はあるはで、例えば谷中などでは、吊り下げる看板のデザインを商店街のみんな決めており、揃った看板が並ぶ景観がつくられ、評価されている。その他にも、看板の素材を木材にしようなど、素材を揃えるなど、商店街のみんな話合っ決めてもらいたいことである。フラッグもこのイラストでは連続しているように見えない。1つの絵で語るのは大変だと思うが、何か、形状を揃える、素材を揃えるなど、みんな相談してもらって、要素を削ってシンプルにってもらって、などの基本姿勢だけ語ってはどうか。少し盛りだくさんなので、工夫していただきたい。

(委員)

- ・P25の駅周辺のイラストについて、建物に対して、看板が大きすぎるのかもしれない。

2階建て、3階建てに対して、畳3枚分ぐらいの看板となっているのではないかと。

(委員)

- ・商店街等で話し合いをする際には、「袖看板はやめましょう」や「突き出し看板だけにしましょう」など、盛りだくさんにしない方がいいと言っており、それが基本となると思う。規制するのではなく、みんなで考えてもらいたいということをどこかで語ってもらいたい。イラストにある配慮の文言について、否定するものはなく、後は表現をもう少し工夫してほしい。
- ・P31の雑司が谷のイラストについて、浅草などでもそうであるが、鼠色と茶色と藍色の色彩が基本であり、後は飲食店では白暖簾が一般的である。イラストにある赤色の暖簾はやめてほしい。えんじ色の暖簾も地域によってはあるのだが、東京ではあまり見かけない。木の設えも2階部分にたくさんあり、1階部分にもう少しあると嬉しいと思う。

(委員)

- ・同ページの「ケヤキとの調和に配慮した素材を使用した看板」ももう少し看板らしくしないと看板と分からない。
- ・フォントも全て統一されるのか。例えばP26の文字が消えかかっていたり、凡例部分も眺望点の凡例の大きさは図と同じ大きさにしてもらいたい。P7の屋外広告物の番号はもう少し分かりやすくなると見えない。
- ・P18の車体利用広告の禁止、とした部分は体言止めでいいのか。
- ・文字のサイズは大きめにしてほしい。P8の図はもう少し文字が大きくなるといい。
- ・白抜きの文字について、実際に印刷する際は、建築物編のときと同様のコントラストになるのか。

(委員)

- ・P24の一般地域のタイトル部分は逆に黒文字が見え難くなっている。

(委員)

- ・最近UDフォントというものもある。

(委員)

- ・P7において、アーチのみ対応ページが存在していないが、アーチについては語っていないということか。1つだけないのも寂しいのではないかと。

(委員)

- ・アーチの配慮事項がないのは、何か理由があるのか。

(事務局)

- ・特段、記載すべき配慮事項がなかったため除いている。

(委員)

- ・アーチで文字が書いていないものは屋外広告物ではない。しかし、例えばアーチが鶴の形に見えるようになると屋外広告物となる。アーチという表現になるのか。

(委員)

- ・屋外広告物の一覧の中にはアーチが入っているのか。

(事務局)

- ・入っている

(委員)

- ・基本的に商店街の前にあるので、商店街名が記載される。

(委員)

- ・アーチについては、賑わいを演出するなど記載してはどうか。

(委員)

- ・あまり文字が大きすぎるものも良くない。

(事務局)

- ・アーチのみ配慮事項がないのは目立ってしまうので、記載を検討する。

- ・道路に立っていることを除けば、アーチは地上設置広告物に分類される。

(コンサルタント)

- ・東通りの入口にある街路灯利用広告とアーチはともに商店街を示すものとして似通っており、道路上の広告物でもあるため、(7) 電柱・街路灯柱利用広告物と最も親和性があり、そこに含めることを検討したい。

(委員)

- ・原宿竹下通りにあるアーチは画像が映し出されるタイプのもので、そういったものができるのは困るのではないか。

(事務局)

- ・それはデジタルサイネージの扱いとなる。

(委員)

- ・特殊なものは別に考えて、アーチをどのページに含むのかという問題だが、(7) 電柱・街路灯柱利用広告物に入れるのであれば、今空いているスペースに注釈なりで、アーチの文言を加えるといいのではないか。

- ・先ほどの事前協議案件の屋上広告物はこのガイドラインで言うとよい事例になるのか。

(コンサルタント)

- ・形状等、突出したものでなく配慮されているものとする。

(篠沢委員)

- ・一体的にデザインされており、よい事例ということでもいいのか。確認である。

- ・P18の車体利用広告物で、禁止するとされた内容について、デジタルサイネージでは禁止ではないのか。

(部会長)

- ・確認した担当課の方が車体利用広告物のみを指摘しただけの可能性はないか。

(事務局)

- ・担当課に確認する。

(委員)

- ・デジタルサイネージにおいて音の規制は書かなくていいのか。

(事務局)

- ・音は屋外広告物の規制対象にはならない。

(委員)

- ・環境条例等で規制されている内容を注意書きで書くことはできないか。あんまりうるさいものは話題になる。例えば試合映像などでの歓声がある。そういった際に、あれはどうかと議員からは必ず意見がくる。その際に、騒音規制など、他の条例で規制されている、ちゃんと考えていると示せるよう、ちゃんと書いておくといいと思う。必ず議員さんや専門でない方は気にされることだと思う。

(委員)

- ・P22 について、人との大きさの対比をしっかりとつけておくと、小さい広告では問題ないことが示せるのではないか。要するに、この盤面だけではなく、スケールの違う人と比べて、看板でこれが掲出されるのは問題があることが示されるといいと思う。
- ・P25 のイラストについて、真ん中の白い建物の青い看板を赤っぽくして、垂れ下がりのフラッグを増やして、反対側の別のフラッグを排除すれば良くなると思う。
- ・P31 のイラストは、赤い暖簾を青系統のものにすると良くなると思う。イラストレータさんはカラフルにしたがるが、景観はそれを周りに合わせていくことが必要である。

(委員)

- ・P31 のプランターの色はもう少し落ち着いた色になるといいと思う。

(委員)

- ・P19 の改善前のイメージの右側についている煙突のようなものは何か。シールのようなものが貼られているのであれば、それと分かるよう文字を入れた方がいいと思う。

(委員)

- ・シール部分を黄色等の派手な色にして、文字を入れると違和感がなくなるのではないか。

(委員)

- ・P25 の青枠の中の文章の読点が抜けている。
- ・P29 のイラストの窓面の内側の広告についての記載で、「建物内でルール化を図ってデザイン」とあるが、分かり難いので、「窓面広告を表示する場合は、窓面から一定の距離をとるなど、建物単位で掲出方法を統一」などとした方がいいと思う。ルール化とすると分かり難く、別の意味にとられてしまう可能性もある。

(委員)

- ・P34 が1ページなのはページ数の問題なのか。これ以上増やすことはできないのか。もったいないと思った。豊島区ではエリアマネジメントを推進していて、内容を読んでいくと、エリアマネジメントの仕組みが字面のみで書かれていて、一つ一つ書いていくと、こういった仕組みがありますということがもう少し分かりやすくなるのではないかと思っ

た。このような書き方だと、書いただけで終わってしまうので、可能であれば、もう少し詳しく書いた方がいいと思う。

(委員)

- エリアマネジメントの仕組みの図などで、みんなでチェックして、アドバイスして、広告になって、その収入を清掃活動などに使っている、といったものがあるといいと思う。

(委員)

- バス停上屋の広告には、金額を出したり、安さを強調しているものは禁止しており、これは良くない事例である。

(事務局)

- P12 の事例には巣鴨の地域文化創造館の看板の写真の使用を検討する。

閉会